

平成23年11月

債券内容説明書  
証券情報の部



独立行政法人  
国際協力機構

JICA債

第10・11回国際協力機構債券



1. 本債券内容説明書 証券情報の部（以下「本証券情報説明書」といいます。）において記載する「第 10 回国際協力機構債券及び第 11 回国際協力機構債券（以下「本債券」といいます。）」は、独立行政法人国際協力機構法（平成 14 年法律第 136 号）第 32 条に基づき、外務大臣及び財務大臣の認可を受けた国際協力機構債券の発行に係る基本方針に則って、独立行政法人国際協力機構（以下「当機構」といいます。）が発行する債券です。
2. 本債券は政府保証の付されていない公募債券（財投機関債）です。
3. 本債券については、金融商品取引法（昭和 23 年法律第 25 号）第 3 条第 2 号の規定が適用されることから、その募集について同法第 4 条第 1 項の規定による届出は行われておらず、本債券、本証券情報説明書及び債券内容説明書 発行者情報の部（平成 23 年 8 月 1 日現在）（以下「発行者情報説明書」といいます。）に対しては、同法第 2 章の規定は適用されません。また、当機構及び平成 20 年 10 月 1 日に廃止される以前の旧国際協力銀行（以下「旧 JBIC」といいます。）が作成する財務諸表については、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項の規定に基づく監査証明は求められておりません。
4. 当機構の財務諸表は、独立行政法人通則法（平成 11 年法律第 103 号）第 37 条により、原則として企業会計原則によるものとされ、「独立行政法人会計基準」、「独立行政法人会計基準注解」及び「独立行政法人国際協力機構の業務運営並びに財務及び会計に関する省令」（平成 15 年外務省令第 22 号）等に基づき作成しており、発行者情報説明書に掲載されております。また、発行者情報説明書には、旧 JBIC の財務諸表を記載しておりますが、これは株式会社日本政策金融公庫法（平成 19 年法律第 57 号）附則第 42 条の規定による廃止前の国際協力銀行法（以下「旧 JBIC 法」といいます。）第 40 条第 1 項の規定に基づき、旧 JBIC 法、関連政省令及び告示、並びに財政制度審議会公企業会計小委員会（現；財政制度等審議会財政制度分科会法制・公企業会計部会公企業会計小委員会）が定めた「特殊法人等会計処理基準」に依拠して半期及び事業年度ごとに作成しています。また、上記財務諸表に加え、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則（昭和 38 年大蔵省令第 59 号）」に準拠して作成し、金融商品取引法第 193 条の 2 第 1 項所定の監査証明に準ずる監査法人による監査証明を受けた財務諸表を、発行者情報説明書において併記しています。
5. 本証券情報説明書及び発行者情報説明書はそれぞれ、インターネット上のウェブサイト（<http://www.jica.go.jp/investor/bond/index.html>）において閲覧可能です。当機構に関する詳しい情報及びその業務の特徴、また、本証券情報説明書に記載されている事項の正確な理解のためには発行者情報説明書をご参照下さい。

#### 本証券情報説明書に関する連絡先

東京都千代田区二番町 5-25 二番町センタービル  
独立行政法人 国際協力機構  
資金・管理部 市場資金課  
電話番号 東京 03 (5226) 9279

## 手数料など諸費用について

- 本債券をお買付けいただく場合は、購入対価のみをお支払いいただきます。

## ご投資にあたってのリスク等

- 本債券の価格は金利変動等に対応して上下しますので、償還日より前に売却・換金する場合、投資元本を割り込むことがあります。また、市場環境の変化により流動性（換金性）が著しく低くなった場合、売却・換金することができない可能性があります。
- 本債券の発行者である独立行政法人国際協力機構の信用状況の変化及びそれに関する外部評価の変化等により、投資元本を割り込むことがあります。

## 証券情報説明書等について

- 本証券情報説明書に記載された内容については、訂正されることがあります。
- 本債券のお申し込みにあたっては、本証券情報説明書及び発行者情報説明書をご覧の上、内容を十分に読み、お客様のご判断と責任に基づいてご契約下さい。
- 本債券のお申し込みにあたっては、契約締結前交付書面をよくお読み下さい。
- 本証券情報説明書のご請求・お問い合わせ及び発行者情報説明書のお問い合わせは、下記の取扱金融商品取引業者までお願いいたします。

### 取扱金融商品取引業者

商号等/ 登録番号	加入協会			
	日本証券業協会	社団法人 日本証券投資 顧問業協会	社団法人 金融先物取 引業協会	一般社団法人 第二種金融商 品取引業協会
大和証券株式会社 * 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 108 号	○	○	○	○
三菱UFJ モルガン・スタンレー証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 2336 号	○	○	○	○
野村証券株式会社 金融商品取引業者 関東財務局長（金商）第 142 号	○	○	○	○

\* 大和証券キャピタル・マーケッツ株式会社の委託証券会社

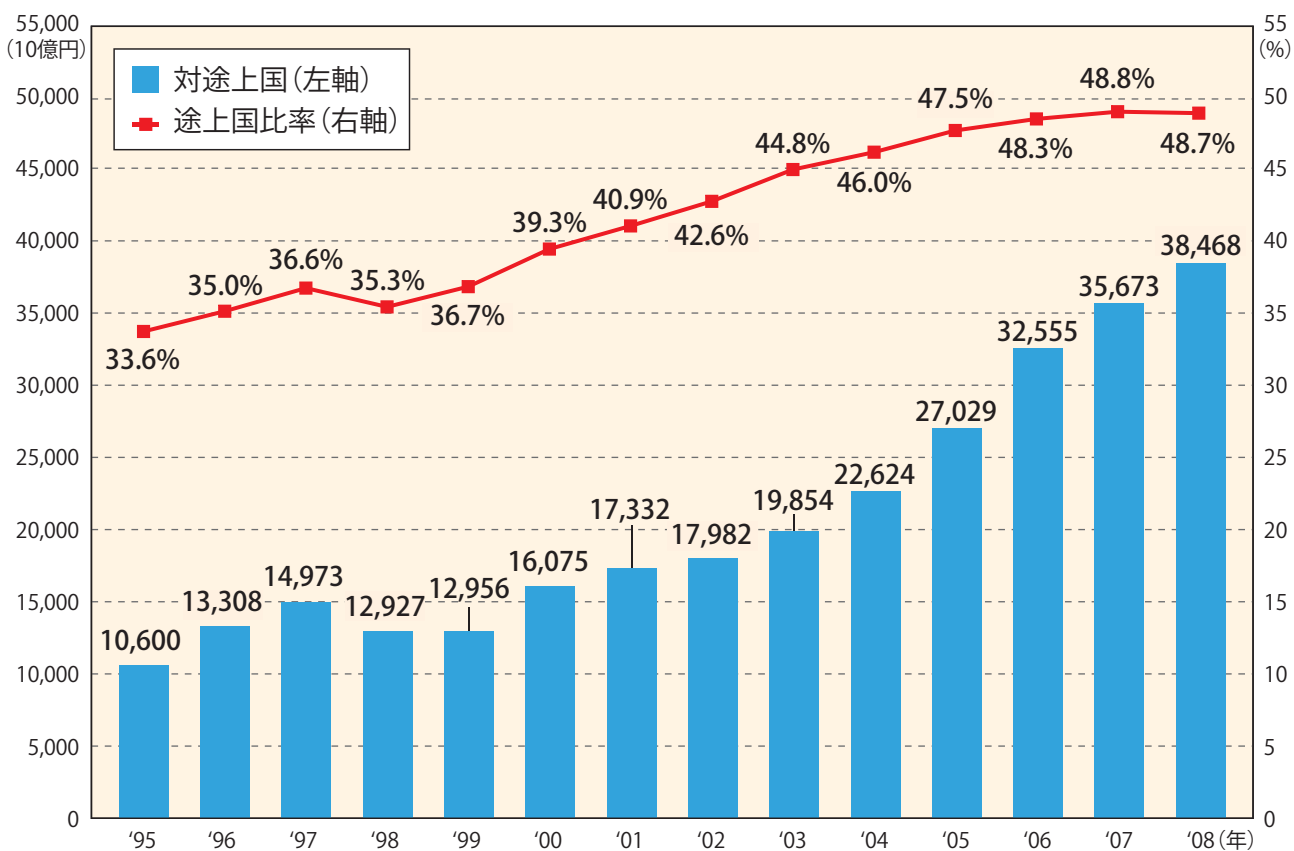
# 世界の中の日本

## 世界に依存する日本

### 開発途上国からの輸入が日本の輸入額の約半分を占める

日本の対開発途上国輸入比率は、1998年時点で35.3%と、輸出に比べると比率が高かった。それが、2008年は48.7%とおよそ13%上昇し、開発途上国からの輸入が、日本の輸入額の約半分を占めるに至っている。このうち、資源関連の品目に関しては、開発途上国からの輸入額は、全輸入額約38兆円のうち、30兆円を超えている。

[日本の対途上国輸入の推移]



出所：2009年JICA実施「日本・途上国相互依存度調査」（財務省「貿易統計」に基づき調査団作成）





## 開発途上国の問題は世界の問題

200近い国と地域のうち、150カ国以上が開発途上国と呼ばれる国々  
 世界規模での環境破壊や感染症の蔓延、紛争問題の深刻化といった形で、世界全体を脅かしており、決して開発途上国だけの問題ではない



写真提供:レイモンド ウィルキンソン  
 破壊された道路を整備する日本の専門家チーム

## 援助を受けて発展した日本

東海道新幹線や東名高速道路などの日本の経済発展に必要不可欠だった経済インフラ(経済基盤)は世界銀行からの支援で建設された

## 日本の世界銀行への加盟

日本は第二次世界大戦の被害から復興するために、世銀から多額の資金を借入れました。日本が世銀に加盟したのはサンフランシスコで対日講和条約が調印された翌年の1952年で、最初の借入は1953年に調印された火力電力プロジェクトでした。1950年代は、鉄鋼、自動車、産業、造船、ダム建設を含めた電力開発に向けられました。1960年代に入ると、道路・輸送セクターが主な対象となり名神高速道路や東海道新幹線などの建設への借入が行われました。日本が世銀から借入れた総額は約8億6,300万ドル、31件に達し、最後の借入を完済したのは1990年7月でした。

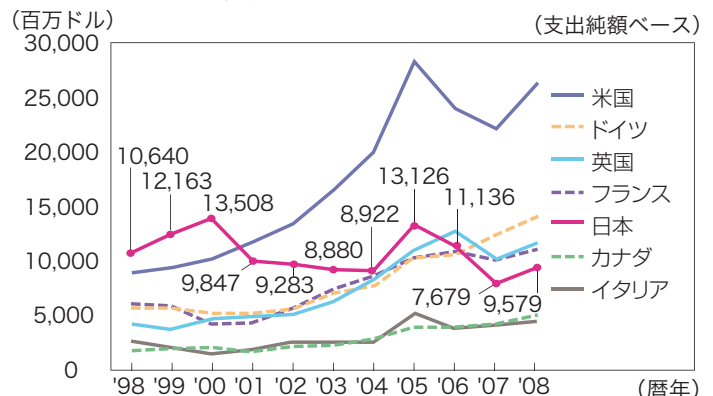
出典:世界銀行東京事務所「世界銀行と日本」

## 世界の中の日本の役割

1954年、日本は国際社会への貢献の手段として政府開発援助(ODA)をスタート

経済大国となった今、国際社会からは、日本のさらなる国際貢献が求められている

## 主要援助国のODA実績



出典:OECD-DAC

# JICAについて

- 名称:独立行政法人国際協力機構  
(Japan International Cooperation Agency (JICA))
- 発足日:2003年10月1日  
(2008年10月1日、独立行政法人国際協力機構が国際協力銀行の海外経済協力業務及び外務省の無償資金協力事業の一部を承継)
- 代表者名:理事長 緒方貞子
- 常勤職員の数:1,664名(2011年3月末時点)
- 国内拠点:17ヶ所 海外拠点:91ヶ所(2011年3月末時点)

## 沿革

1999年10月

2003年10月

国際協力事業団  
(JICA)

設立:1974年8月

技術協力

外務省から  
承継

国際協力銀行

海外経済協力基金  
(OECF)

設立:1961年3月

海外経済  
協力業務

日本輸出入銀行

国際金融等業務



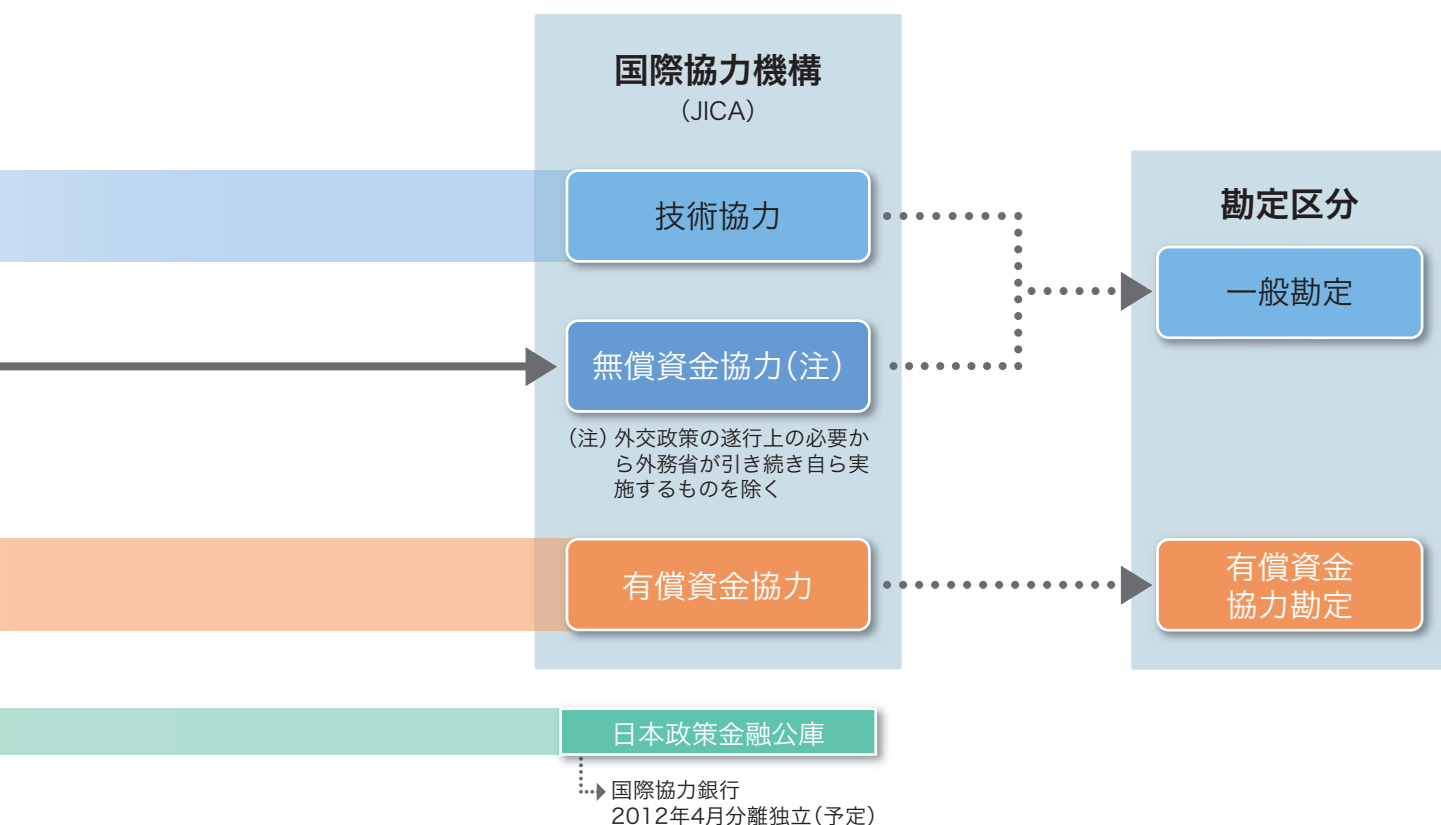
■ 設立根拠法：独立行政法人国際協力機構法（平成14年法律第136号）  
（以下「JICA法」という。）

■ 当機構の目的（JICA法第3条）：

「独立行政法人国際協力機構は、開発途上にある海外の地域（以下「開発途上地域」という。）に対する技術協力の実施、有償及び無償の資金供与による協力の実施並びに開発途上地域の住民を対象とする国民等の協力活動の促進に必要な業務を行い、中南米地域等への移住者の定着に必要な業務を行い、並びに開発途上地域等における大規模な災害に対する緊急援助の実施に必要な業務を行い、もってこれらの地域の経済及び社会の開発若しくは復興又は経済の安定に寄与することを通じて、国際協力の促進並びに我が国及び国際経済社会の健全な発展に資することを目的とする。」

■ 日本政府のODAの一元的な実施機関として、開発途上国への国際協力を行っている

2008年10月



# 日本政府との関係

## JICAの主務大臣(JICA法第43条第1項)

外務大臣	下記以外の管理業務及び管理業務以外の業務
外務大臣及び財務大臣	管理業務のうち有償資金協力業務に係る財務及び会計に関する事項

## 主務大臣の主な権限(JICA法及び独立行政法人通則法(平成11年法律第103号)(以下「通則法」という。)より)

- 理事長・監事の任命・解任
- 中期目標の設定及び中期計画の認可
- 業務状況等の検査(ただし、有償資金協力業務については検査を金融庁に委任できる)
- 一般勘定の財務諸表等の承認(有償資金協力勘定については国会審議を経て議決される)
- 機構債券(JICA債)発行基本方針の認可

## 財務面での政府の関与

- JICAは国の全額出資による独立行政法人(JICA法第5条第1項)
- 「政府は、必要があると認めるときは、予算で定める金額の範囲内において、機構に追加して出資することができる。」(JICA法第5条第2項)
- 「政府は、予算の範囲内において、独立行政法人に対し、その業務の財源に充てるために必要な金額の全部又は一部に相当する金額を交付することができる」(通則法第46条)

【有償資金協力勘定貸借対照表】  
(平成22年度末時点、単位：兆円)

資産の部	負債/純資産の部	(単位：兆円)
資産 11.2	負債 2.6	財融：2.5 債券：0.1
	資本 7.6	
	剰余金 0.9	

有償資金協力勘定は  
7.6兆円の政府出資を受け  
自己資本比率は75%超  
(平成22年度末時点)

$$\text{自己資本比率} = \text{自己資本} \div \text{総資産} \times 100$$

$$\text{自己資本} = \text{政府出資金} + \text{剰余金} + \text{評価・換算差額等}$$



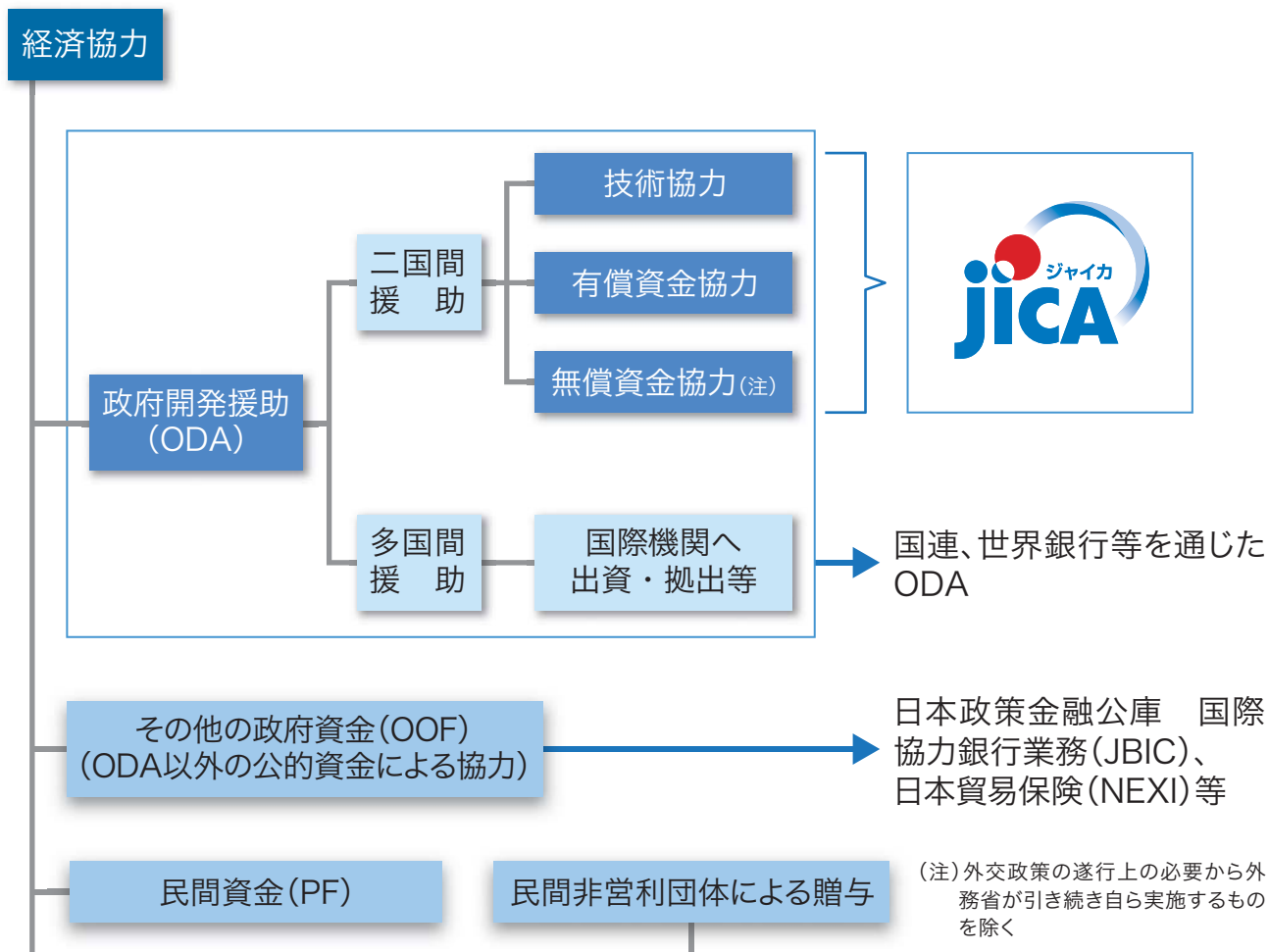
# 政府開発援助 (ODA) とは

■ 政府開発援助 (Official Development Assistance (ODA))

■ 諸外国への経済協力のうち次の3つの要件を満たす経済協力開発機構 (OECD) の定義

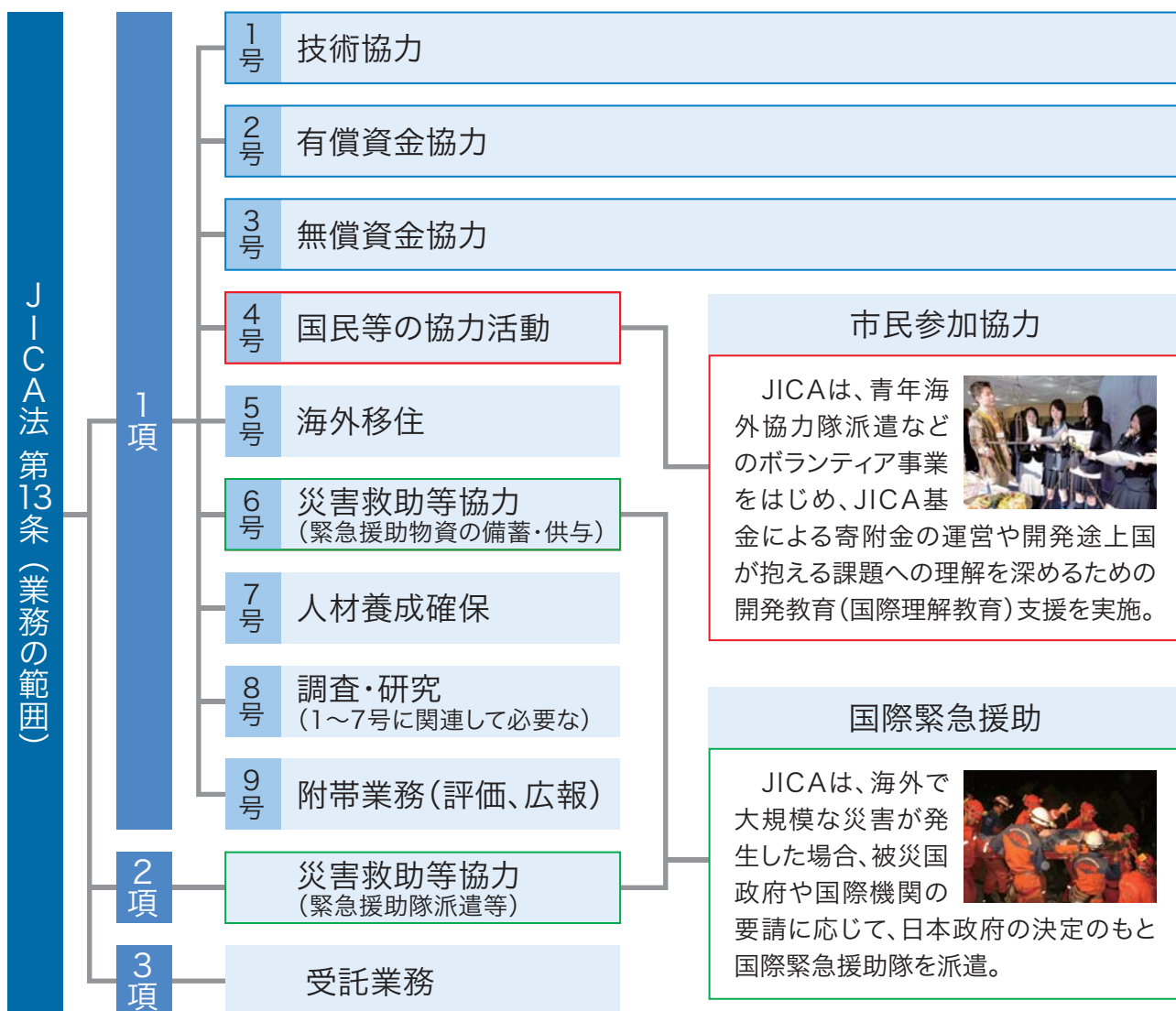
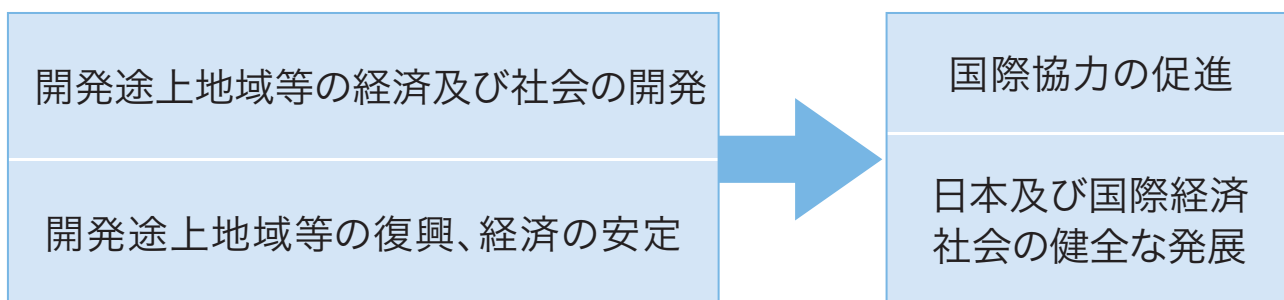
- ▶ 政府または政府の実施機関によって供与される
- ▶ 開発途上国の経済開発や福祉の向上に寄与することを主たる目的としている
- ▶ 資金協力については、供与条件が開発途上国にとって重い負担にならないようになっている

## ODAの形態



# JICAの役割

## JICAの目的



# JICAの主要3事業

## 技術協力



開発途上国の人材育成、制度構築のために、専門家の派遣、必要な機材の供与、開発途上国人材の日本での研修などを行うもの



写真提供: 篠田 有史

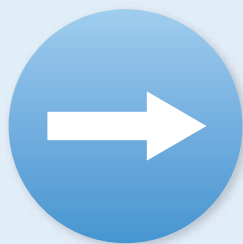
## 有償資金協力



通常「円借款」と呼ばれる政府直接借款であり、低金利で返済期間の長い緩やかな条件で、開発途上国に対して開発資金を貸し付けるもの



## 無償資金協力



所得水準が低い開発途上国を対象に、返済義務を課さずに開発資金を供与するもの



写真提供: 今村 健志朗

# 2011年度事業展開の方向性

## 重点課題

1 新成長戦略(注1)を踏まえた途上国の持続的開発に資する支援の推進

2 アフリカ支援を中心としたミレニアム開発目標(注2)達成

3 アフガニスタンをはじめとする平和構築支援

4 環境・気候変動対策への取り組み

(注1)「強い経済」、「強い財政」、「強い社会保障」の実現に向けて、2010年6月に閣議決定された日本政府の成長戦略  
(注2)2000年国連ミレニアム宣言を契機に翌年にとりまとめられた、2015年までに達成すべき国際目標

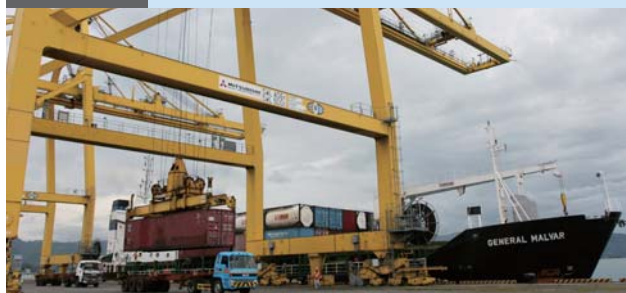
## 重点課題に関する事例

### ベトナム 都市鉄道プログラム



JICAは、ハノイとホーチミン両市における都市鉄道の導入を支援している。円借款、技術協力、民間連携協力を組み合わせ、計画・策定段階からインフラ整備、運営維持管理、沿線開発の支援までをカバーする総合的な都市鉄道開発の取り組みが注目されている。

### フィリピン ミンダナオ島輸送インフラ整備



JICAはマニラ首都圏を中心とした成長回廊において、空港・港湾・道路・大量交通機関・洪水制御等の整備を支援しており、現地日系企業のビジネス・投資環境整備にも寄与している。また、ミンダナオコンテナターミナルの整備等、日系企業が進出している地方経済圏の物流円滑化にも貢献している。

### ケニア ムエア灌漑開発事業



JICAは長年、ケニアのムエア地域の灌漑開発を支援している。アフリカでの食料安全保障の切り札ともいえる「アフリカ稲作振興のための共同体」(CARD)構想の下、さらなるコメ生産拡大を目指し、2010年8月からは、灌漑施設を新設・改修、圃場の拡張を行うための円借款事業を開始している。

### エジプト ザファラーナ風力発電プロジェクト

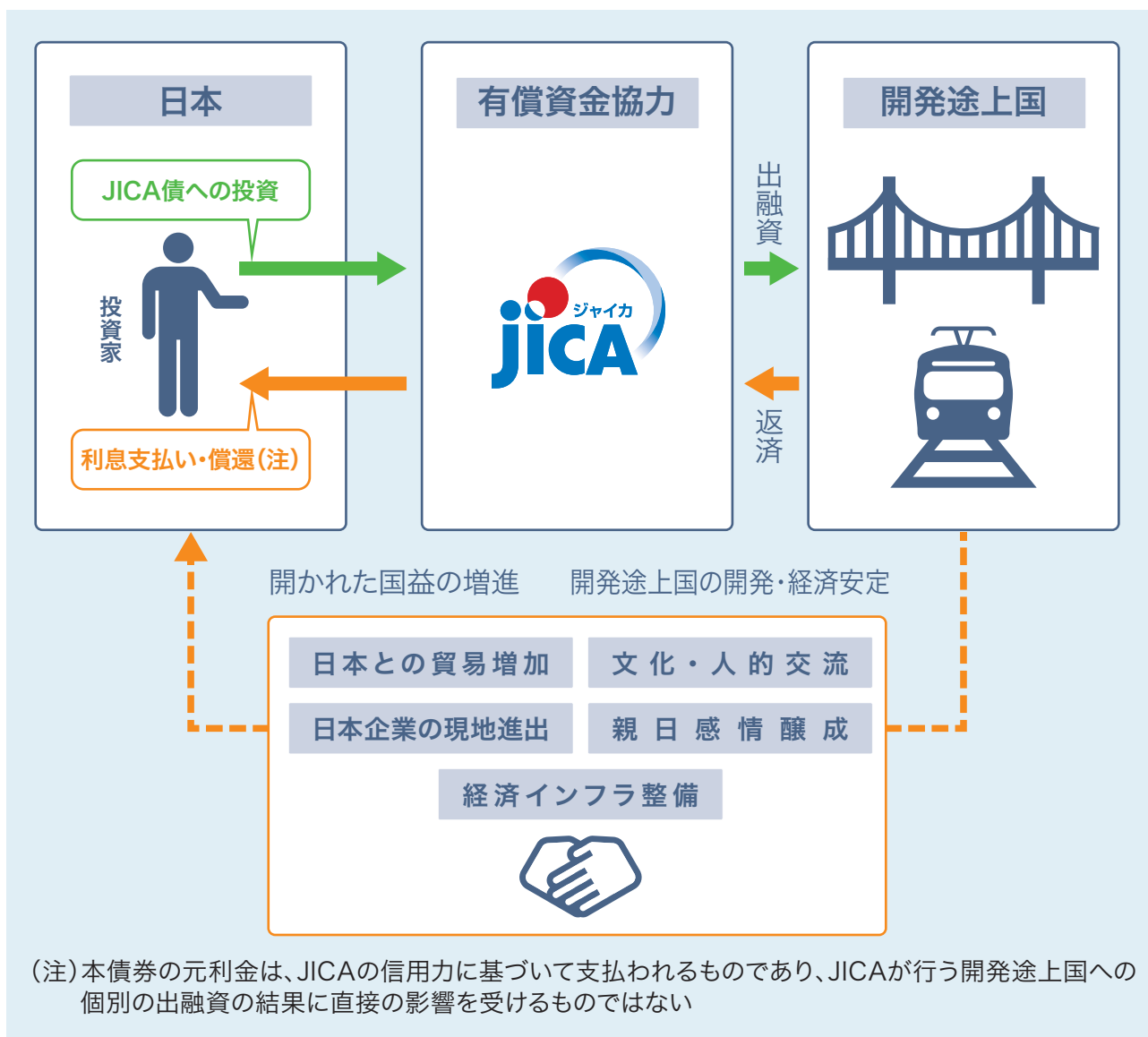


JICAは、エジプトの砂漠地帯にあるザファラーナの風力発電プロジェクトを支援している。夏の気温は50度を超え、石混じりの暴風が吹き荒れる、かつては発展の障壁でしかなかったこの地域に、世界でも最大規模の風力発電基地が建設され、現在ではエジプトの未来を担う場所となっている。



# JICA債～開発途上国を結ぶ架け橋として～

- JICA債にて調達された資金は、全額が有償資金協力業務に充当される
- 本債券の投資は、開発途上国への援助などの国際的/社会的貢献へと繋がる



## ○ 財投機関債:

JICA債は、財政投融資を活用している特殊法人や独立行政法人等が発行する財投機関債に該当し、政府保証は付されていない

## ○ 一般担保付債券:

JICA債は、JICA法第32条6項に基づいた一般担保付債券。一般担保付債券の購入者は、各発行体の設立根拠法に定めるところにより、発行体の財産について、他の債権者に先立って自己の債権の弁済を受ける権利を有している



# 有償資金協力業務とは

- 一般に技術協力や無償資金協力よりも比較的大きな規模の開発資金の貸し付けが可能のため、開発途上地域の経済成長に必要な経済社会基盤の整備を目的とする支援で活用

## 円借款

- わが国の場合、主として通常「円借款」と呼ばれる政府直接借款であり、低金利で返済期間の長い緩やかな条件で、開発途上国に対して開発資金を貸付ける形態の援助
- 円借款は、開発途上国に返済義務を課すことで、開発途上国自らのオーナーシップ(主体性)を高め、資金を出来る限り効率的に配分・活用していく努力を促す側面がある

## 海外投融资

- 開発途上地域において民間企業等が実施する開発事業を出資・融資により支援を行う形態の援助
- 「新成長戦略実現2011<sup>(注1)</sup>」に基づいて、2011年3月末よりパイロットアプローチの下で再開  
(注1)2011年1月に閣議決定された、新成長戦略の実現に向けた基本方針

## インドでの都市鉄道建設事業

デリー高速輸送システム建設事業では、総延長計画約380kmのうち、有償資金協力(円借款)で第1フェーズ、第2フェーズ合わせて6路線、計142kmを建設してきた。2011年8月にはネットワーク総延長は約190kmに達しており、一日あたりの乗客数も200万人を突破しており、デリー市民の足として定着している。



## 有償資金協力出融資残高※

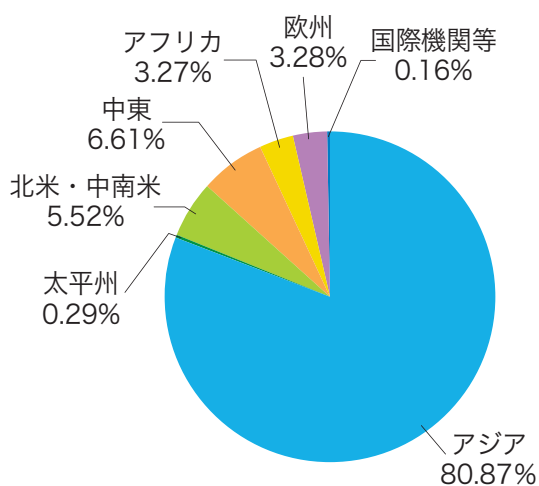
(単位：億円)

平成19年度末	平成20年度末	平成21年度末	平成22年度末
111,665	111,106	111,976	111,943

※貸借対照表上の「貸付金」、「破産債権、再生債権、更生債権その他これらに準ずる債権」、「投資有価証券・関係会社株式」の合計

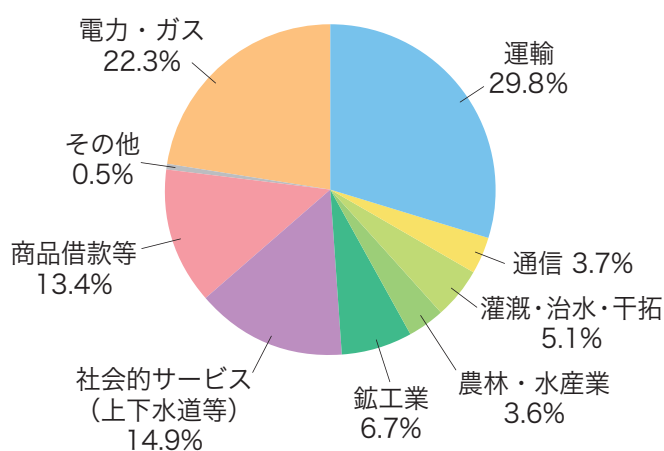
■ 地域別円借款承諾額(累計)  
(平成22年度末時点)

80%以上をアジアに供与



■ 部門別円借款承諾額(累計)  
(平成22年度末時点)

経済社会インフラを中心に支援



円借款残高上位10カ国(平成22年度末時点)

(単位：億円)

	国名	残高
1	インドネシア	21,705
2	中華人民共和国(注)	17,829
3	インド	13,666
4	フィリピン	9,652
5	ベトナム	8,337
6	パキスタン	5,620
7	タイ	4,923
8	スリランカ	3,537
9	エジプト	2,925
10	トルコ	2,803

(注) 中華人民共和国に対する円借款は、2007年12月に承諾した6案件をもって新規供与は終了している

出所：JICA



事例

電力 ベトナム

## フーミー火力発電所建設事業

ベトナムでは、1986年のドイモイ(刷新)政策導入以後、経済の発展に伴い電力需要が急増している。そこで、ホーチミン市南東のフーミー地区に発電所(総出力1,090MW)並びに関連送電線・変電所を建設するために、1994年～1999年に円借款(総額619億3,200万円)が供与された。ODAによる先行の発電設備・基盤設備への支援により、後続の発電事業に民間企業が進出し、望ましいPPP(Public Private Partnership:官民連携)事業の実現となっている。



事例

港湾 カンボジア シハヌークヴィル港緊急拡充事業

## 地域開発に資するクロスボーダー交通インフラの整備に向けて

開発途上国では運輸交通の基盤整備が遅れているために経済発展が進まず、貧困の一因ともなっている。持続的な発展と成長には、人や物の移動手段である運輸交通インフラの整備が不可欠であり、渋滞解消や物流効率化によるCO<sub>2</sub>削減、大気汚染物質の抑制に資することも期待されている。

道路、鉄道、港湾、空港などの運輸交通インフラの整備に対する需要は世界的に高く、老朽化した施設の維持管理や改修、更新のニーズも急増することが予想される。運輸交通インフラの整備には多大な資金が必要なため、財源確保も大きな課題である。限られた公的資金で必要なすべてのインフラを整備することは困難なため、民間資金の導入などさまざまな財源確保を検討し、利用者に期待される交通サービスを無駄なく持続的に提供していくこ

とが求められている。

さらに、相手国の環境社会配慮に対する取り組みを支援していくことも必要となっている。







**上水道** バングラデシュ  
**カルナフリ上水道整備事業**

バングラディッシュ第2の都市であるチッタゴン市では、設備投資の不足から上水道施設は十分に整備されておらず、地域によっては一日に数時間しか給水が行なわれていない。そのため、地域住民は池や川などの不衛生な水を使わざるをえない。また、産業用水の不足は民間投資の阻害要因ともなっている。

本事業では、チッタゴン市の上水道施設を整備することにより、民生・産業用の水供給の増大を図り、地域住民の生活環境の向上及び投資環境の改善を目指している。



共同水栓での水汲みを待っているところ



**気候変動** インドネシア  
**気候変動対策支援協カプログラム**

2008年9月、2009年12月、2010年6月に貸付契約を調印している円借款「気候変動対策プログラム・ローン」は、温室効果ガスの吸収・排出削減による緩和、気候変動への適応能力強化を図り、同国の気候変動に関する政策制度の強化を支援。スラウェシ島北スラウェシ州での「ラヘンドン地熱発電所拡張事業」をはじめ、多くの地熱発電事業に円借款を供与して、再生可能エネルギー活用を推進。



世界最大級の地熱資源が眠るインドネシア



**教育** マレーシア  
**高等教育基金借款事業** ～借款によって日本留学を支援、日本の32大学と連携～

マレーシア政府が、日本の円借款資金によって実施している留学生派遣事業。産業の高度化が進むマレーシアの発展に貢献する人材を育てる目的で、日本の大学の理工系学部や大学院に留学生を派遣。

日本の大学は、留学生の受け入れのみならず、「日本マレーシア高等教育大学連合プログラム(JAD)」のシラバス作成や教員の派遣も実施。



写真提供：菅原 アラセ

# 主要な経営指標等の推移

## 独立行政法人国際協力機構

(単位:百万円)

決算年月	平成18年度	平成19年度	平成20年度(注1)	平成21年度	平成22年度
経常収益	168,103	153,146	285,126	487,108	491,855
経常費用	162,212	157,900	191,784	296,712	320,787
経常利益又は経常損失(△)※1	5,891	△4,754	93,342	190,396	171,068
臨時利益	1	7	33	25	3
臨時損失	99	16	67	640	6,981
当期総利益(注2)	5,793	39	93,334	189,971	164,101
資本金※2	88,508	83,333	7,474,189	7,601,489	7,705,889
純資産額※3	87,071	74,467	8,053,953	8,369,117	8,640,199
総資産額	112,648	106,753	11,177,362	11,311,885	11,384,703
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,156	1,316	△32,408	△127,763	△52,522
投資活動によるキャッシュ・フロー	△3,503	2,306	△75	22,037	△60,498
財務活動によるキャッシュ・フロー	△252	△5,458	83,033	127,054	104,124
資金期末残高	5,192	3,162	57,671	78,635	69,313

(注1) 平成20年10月に国際協力機構(JICA)と国際協力銀行(JBIC)の海外経済協力業務部門が統合致しました。これにより定められた有償資金協力勘定の平成20年度の会計期間は平成20年10月1日から平成21年3月31日までの期間となっている。

(注2) 前中期目標期間繰越積立金取崩額として、平成20年度は25百万円、平成21年度は190百万円、平成22年度は12百万円を計上後の金額となっている。

(指標等の説明)

※1 経常利益(又は経常損失) = 経常収益 - 経常費用

※2 資本金 = 政府出資金

※3 純資産額 = 自己資本 = 政府出資金 + 剰余金 + 評価・換算差額等  
(なお、JICAの平成18年度財務諸表においては「資本」という呼称を用いている。)

(ご参考) 平成20年10月1日付で当機構が承継した旧JBIC海外経済協力勘定の平成18年度から平成20年度の主要な経営指標等は以下のとおり

## 海外経済協力勘定(旧JBIC)

(単位:百万円)

決算年月	平成18年度	平成19年度	平成20年度(注4)
経常収益	680,017	676,528	517,459
当年度利益金	139,402	182,333	9,806
資本金	7,231,508	7,390,572	7,456,772
純資産合計(注3)	7,536,973	7,878,370	7,954,376
借入金残高	3,714,803	3,306,704	3,114,262
債券残高	-	-	-
総資産額	11,265,523	11,198,988	11,082,052
貸付金残高	11,378,616	11,387,131	11,268,382
出資金	139,940	134,602	134,843
純資産合計/総資産額(%) (注3)	66.90%	70.35%	71.78%
当年度利益金/純資産合計(%)	1.85%	2.31%	0.12%

(注3) 「純資産」について、平成19年度までは「資本」という呼称を用いている。

(注4) 平成20年度の会計期間は、平成20年4月1日から平成20年9月30日までの期間となっている。